

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人が、自主的避難等に係る精神的損害及び学校を休学した期間中の授業料相当額の損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 自主的避難等に係る精神的損害及びその他の損害

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の和解金として、金46万5800円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 第1項に掲げる損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月1日

（仲介委員 姫野博昭）